

○京都府自治会館管理組合議会の定例会の回数を定める条例

(平成 8 年 2 月 20 日 条例第 8 号)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第 2 項の規定に基づき、京都府自治会館管理組合議会の定例会の回数は、年 2 回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。